

業務委託関係の特名随意契約結果一覧（平成30年4月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	湊町駅東西線地下道昇降機 設備保守点検業務委託	建物等各種 施設管理	フジテック(株)	¥4,320,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
2	安治川河底隧道エレベータ 保守点検業務委託	建物等各種 施設管理	日本オーチス・ エレベータ(株)	¥3,201,120	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	道路橋梁総合管理システム 保守業務委託	情報処理	三菱電機(株)	¥66,636,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
4	平成30年度 道路台帳シ ステム保守業務委託	情報処理	(株)かんこう	¥2,107,080	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
5	平成30年度 湊町駅前東 西線（東側）地下通路監視 業務委託	—	鹿島建物総合管 理(株)関西支社	¥3,488,400	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第6 号	G28	-
6	平成30年度 四ツ橋地下 連絡通路監視業務委託	—	グローブシップ (株)大阪支社	¥1,652,400	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第6 号	G28	-
7	建設局・港湾局ATC庁舎通 信設備保守点検業務委託	建物等各種 施設管理	沖ウィンテック (株)	¥1,837,209	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
8	大阪市準公営企業財務会計 システム保守業務委託	情報処理	(株) エヌ・ ティ・ティ・ データ関西	¥3,454,831	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
9	下水道総合情報システム保 守業務委託	情報処理	三菱電機(株)	¥63,936,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
10	工事積算システム保守業務委託	情報処理	富士通(株)	¥53,676,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
11	平成30年度 舞洲スラッシュセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託	建物等各種施設管理	三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体	¥338,580,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
12	平成30年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託	建物等各種施設管理	日揮(株)	¥226,584,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
13	平成30年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)明電エンジニアリング	¥4,320,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	平成30年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)産機テクノサービス	¥13,500,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
15	平成30年度 舞洲スラッシュセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託	建物等各種施設管理	月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体	¥479,520,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
16	平成30年度 舞洲スラッシュセンター脱水系電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)産機テクノサービス	¥13,500,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	平成30年度 舞洲スラッシュセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	東芝インフラシステムズ(株)	¥7,236,000	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	平成30年度 舞洲スラッシュセンター 自家発電設備外電気設備点検保守業務委託	建物等各種施設管理	(株)明電エンジニアリング	¥1,706,400	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	W2	-
19	公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託	建物等各種施設管理	三菱電機ビルテクノサービス(株)	¥2,774,520	4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> (<u>随意契約理由番号</u>)	WTO
20	ユーカリ栽培管理及び供給 業務委託（その1）	植物管理	泉美興業(株)	¥8,316,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
21	ユーカリ栽培管理及び供給 業務委託（その2）	植物管理	古川庭樹園 古川良造	¥4,428,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
22	ユーカリ栽培管理及び供給 業務委託（その3）	植物管理	紀中森林組合	¥7,128,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
23	ユーカリ栽培管理及び供給 業務委託（その4）	植物管理	長浜ユーカリ組合	¥5,400,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-
24	ユーカリ栽培管理及び供給 業務委託（その5）	植物管理	(株)コアラ・ ユーカリ園	¥9,612,000	4月1日	地方自治法施行令第 167条の2第1項第2 号	G3	-

随意契約理由書

1 委託名称

湊町駅前東西線地下道昇降機設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

フジテック株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、フジテック株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該昇降機設備の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者はフジテック株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 道路公園設備担当 （電話番号 06-6615-7414）

随意契約理由書

1 委託名称

安治川河底隧道エレベータ保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務は、エレベータの利用者の安全確保及びエレベータの機能維持に必要な保守点検を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベータ株式会社が設計製作したもので、点検業務にあたってはメーカー独自のノウハウが必要であり、故障原因の解析については製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検業務後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに、万一の事故時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

以上のことから、本業務を遂行できる業者は日本オーチス・エレベータ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 道路公園設備担当 (電話番号 06-6615-7414)

随意契約理由書

1 委託名称

道路橋梁総合管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機(株) 関西支社

3 随意契約理由

本業務は、建設局における道路事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、道路橋梁総合管理システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならない、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)の規定および地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課（電話番号 06-6615-6421）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度 道路台帳システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社かんこう

3 随意契約理由

本業務は、道路台帳調書データ及び道路台帳図データをシステム内で一元的に管理し、道路台帳管理に係る業務の正確かつ効率的な遂行の支援を行うことを目的に構築した、道路台帳システムの安定的な運用およびシステムを利用した道路台帳管理業務を円滑に遂行するため、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

上記業者は、本システムの開発業者であり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局総務部管財課（電話番号 06-6615-6482）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度 湊町駅前東西線（東側）地下通路監視業務委託

2 契約相手方

鹿島建物総合管理株式会社関西支社

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する湊町駅前東西線の地下通路における安全・安心な歩行空間確保のため、エレベーターや監視カメラなどの電気設備の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、大阪市街地開発株式会社が管理する湊町リバープレイスと地下及び地上で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、湊町リバープレイスが施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図れることから、現在、湊町リバープレイスの総合管理業務を受注している鹿島建物総合管理株式会社関西支社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局道路部街路課 特定街路担当 （電話番号 06-6615-6769）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度 四ツ橋地下連絡通路監視業務委託

2 契約の相手方

グローブシップ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する四ツ橋地下連絡通路における安全・安心な歩行空間確保のため、エレベーターや監視カメラなどの電気設備の状態監視、並びに火災、不審者、不審物の早期発見を目的としているものである。

当該地下通路は、クリスタ長堀地下街の地下通路等と地下で接道していることから、地下通路に設置している監視カメラ等の各機器は、クリスタ長堀が施設管理のため設置している防災センターに配備し、一括管理を行っている。

この設備機器の集中管理により防犯・防災等への迅速な対応が可能で、かつ人件費の削減による経済性も図られることから、現在、クリスタ長堀地下街の総合管理業務を受注しているグローブシップ株式会社に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

建設局道路部街路課 特定街路担当 (電話番号 06-6615-6769)

随意契約理由書

1 委託名称

建設局・港湾局ATC庁舎通信設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

沖ウィンテック株式会社 関西支店

3 随意契約理由

本業務は、ATC庁舎事務室内に配備する電話交換機などの通信設備の保守点検業務である。

当該設備により、市民対応や関係機関との連絡調整をはじめとする日常業務を行っており、電話交換機に不具合が発生し不通となった場合、あらゆる行政サービスが実施できないことから恒常的に通信環境を維持する必要がある。

なお、上記業者は、当該通信設備のシステム構築者であり、回線を利用した24時間監視装置による緊急対応やシステム改修等を行うことのできる唯一の業者であることから随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局総務部総務課（電話番号 06-6615-6420）

随意契約理由書

1 委託名称

大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成 24 年 4 月から運用し、平成 30 年 3 月末まで保守業務を上記業者が行っているところである。

本業務は、次年度以降当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によってシステムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局総務部経理課（電話番号 06-6615-7535）

随意契約理由書

1 委託名称

下水道総合情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機㈱ 関西支社

3 随意契約理由及び根拠法令

本業務は、建設局における下水道事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、下水道総合情報システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならない、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)の規定および地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (電話番号 06-6615-6421)

随意契約理由書

1 委託名称

工事積算システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士通㈱関西支社

3 随意契約理由

本業務は、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築した、工事積算システムの安定的な運用およびシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

本システムは、富士通㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、同社の保有する技術でなければ、本システムの性能の維持継続が不可能であり、他業者では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

4 根拠法令

政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (電話番号 06-6615-6476)

随意契約理由書

- 1 委託名称 平成 30 年度舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理
業務委託

- 2 契約の相手方 三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

- 3 随意契約理由

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥脱水及び脱水分離液処理を行う施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものである。

委託対象となる施設は、市内 7 ヶ所の下水処理場で発生した消化汚泥を脱水するとともに、これによって生じる脱水分離液を、その送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、包含するアンモニアを送水前に低減処理するものである。施設は汚泥供給、脱水用薬品供給、汚泥脱水、脱水分離液放散塔、酸化反応器、脱硝反応器等の機器から構成され、汚泥脱水と分離液処理は一連のフローに従って行われる。またこれらの機器の監視制御設備は一体の完結したシステムとして構築されており、構成機器全てが有機的に連携して施設全体としての機能を発揮するように設計されている。

さらにスラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水設備の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。後段の脱水分離液処理設備も、脱水設備の運転変更に追従して、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。

そのためには、一連の構成機器の機能と操作因子、およびそれが施設全体の機能に与える影響、各構成機器のトラブル発生時における設備機能の保全手法など、本施設の内容を熟知し、安定運転を確保する上での十分な技術、知見を有している必要がある。

しかし本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は下水道界初の設備であり、設備運転に対するノウハウ、既往の知見もなく、故障その他のトラブル発生時には設計上の思想にまで立ち戻り対策を講じている。またその根幹技術は建設工事の請負者である三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。したがって、その設計理念の詳細は当該共同企業体以外の業者では、理解することが困難である。また、共同企業体として運転の責任と性能についての保証を持たせる必要がある、

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

- 4 根拠法令 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第 11 条第 1 項第 2 号

- 5 担当部署 建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称 平成 30 年度平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託

2 契約の相手方 日揮株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、堅型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されたものである。

本汚泥溶融施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼動を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設工事施工業の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検並びに整備工事はこれまで本汚泥溶融施設全体の機能を熟知した建設者の技術と経験により総合的に遂行され安定的な施設の保全がなされており、業務における責任の一貫性が確保され性能の保証も担保されている。

よって、本業務委託は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第 1 項第二号に該当するので、本施設の建設工事を施工し、かつ、施設の運転管理を継続して受託してきた上記業者と随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」
第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉電気設備は平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ受変電設備であるが、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程等に基づき、点検保守を行う必要がある。

本設備は株式会社明電舎が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその点検保守はできない。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 契約名称

平成 30 年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回点検保守を行う平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、平野下水処理場汚泥溶融炉の運転に重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における計装設備としての高い信頼性を維持させるため、本市基準等に基づき点検保守を行う必要がある。

本設備は（株）日立製作所が設計製作したもので、点検保守に当たっては一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、保守を実施するとともに、点検保守に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

また、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるとともに、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検保守はできない。

なお、当初設計製作した（株）日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在（株）日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を（株）産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 （電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 委託名称 平成 30 年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約の相手方 月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

3 随意契約理由書

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。

本施設は市内の各下水処理場で発生する汚泥を溶融処理し、本市汚泥集中処理システムの中核を成すものである。汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、立型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給等の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されている。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理対象の汚泥性状や負荷は常に変動する。このため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の一連の工程からなる複雑なシステムの個々の工程については元より、システム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の重大焼損事故に発展する可能性があり、燃焼異常等により排ガス処理に影響を及ぼした場合は排出されるガスが規制値を超過するなど、異常の発生が直ちに市民生活に多大な影響を及ぼす。したがって異常時には迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

また運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、安定した施設の運転を確保するため、各設備の日常点検・定期保全点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行うものである。各設備の電気及び機械設備の腐食・磨耗・異常を確認し、機器の測定・調整・分解清掃等を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、また点検結果を基に設計条件に適合した各機器の設定・調整を行い、さらに万一の場合は緊急処置対応を行うものであるが、これらは運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。

あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ効果的に行うことにより施設の安定的な稼動を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を維持する必要がある。

本施設は、機械・電気設備一体の技術をもって月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島テクノ(月島テクノメンテナンスサービス(株))」は月島機械、「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝」は東芝インフラシステムズ(株)の事業継承会社）が設計製作及び施工したもので、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が特に必要となる。したがって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには、共同企業体を構成することによって発揮される設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体のみであるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」
第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度舞洲スラッジセンター脱水系電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 産機テクノサービス 大阪事業所

3 随意契約理由

今回委託する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備である。

この内、受変電設備については、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうもので、計装設備については、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため点検及び保守を行なうものである。

本設備は、株式会社日立製作所が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備及び計装設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にするため点検保守後の一貫した責任としての保障を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作及び施工した株式会社日立製作の計装設備部門は事業統合等により現在株式会社日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を上記業者に業務移管している。

以上のことから、本点検保守業務ができるのは、製作会社製品のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ 株式会社

3 随意契約理由

今回委託する溶融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行なうものである。

本設備は、株式会社 東芝が設計製作及び施工したもので、点検及び保守業務にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

なお、(株) 東芝は、平成 29 年 7 月 1 日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門に権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成 29 年 7 月 1 日で東芝インフラシステム(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本委託ができる業者は、東芝インフラシステムズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 委託名称

平成 30 年度舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回委託する自家発電設備外電気設備は、舞洲スラッジセンターの全設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社 明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高電気設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本業務ができる業者は、製造業者の㈱明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている株式会社 明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所舞洲スラッジセンター（電話番号 06-6460-2830）

随意契約理由書

1 委託名称

公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場、庭球場のナイター設備及びナイター設備の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

上記業者は、製作会社である三菱電機株式会社より本装置のメンテナンス業務を移管されている。よって上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えないため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部工務課 道路公園設備担当 （電話番号 06-6615-6647）

随意契約理由書

1 委託名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その1）

2 契約の相手方

泉美興業株式会社 代表取締役 和上 賀一

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 委託名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その2）

2 契約の相手方

古川庭樹園 代表 古川 良造

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 委託名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その3）

2 契約の相手方

紀中森林組合 代表理事組合長 中家 哲

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 委託名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その4）

2 契約の相手方

長浜ユーカリ組合 代表 国房 勤

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）

随意契約理由書

1 委託名称

ユーカリ栽培管理及び供給業務委託委託（その5）

2 契約の相手方

株式会社 コアラ・ユーカリ園 代表取締役 中野 糧

3 随意契約理由

本業務は、当園が飼育するコアラを常に良好な健康状態で飼育・展示することを目的として、コアラの唯一の餌であるユーカリ枝を、年間通じて安定供給するために栽培から枝の供給までの業務を委託するものである。

コアラの餌であるユーカリは、生け花用等で市場に流通しているものとは品種が異なり、新芽がついた新鮮なものでなければならないことから、市場での購入が不可能であり、かつ、コアラは一頭、一頭嗜好が異なり、季節や年齢で変化するためその嗜好にあうユーカリを栽培する必要がある。また、風水害の被害をうけやすいというユーカリの特性から、リスク分散を考慮し複数の異なる栽培地での栽培が必要である。

上記業者は、過年度から本業務を受託し、当園のコアラが好む品種のユーカリ枝の栽培経験と知識を有しており、また、コアラの嗜好の変化に応じて栽培品種の変更が可能な栽培地が調達できる分散地栽培地域唯一の業者であるため、随委契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局天王寺動物公園事務所（電話番号 06-6771-2174）